

日本政策金融公庫との協調商品

令和3年6月15日現在

商 品 名	創業ローン創（はじめ）
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人並びに、個人事業主に於いて次の条件を全て満たす方 (1) 日本政策金融公庫の非対象業種（主に風俗・金融・投機的事業・一部遊興娯楽業等）を除く事業（農業含む）。 (2) 過去5年以内に当金庫に於いて事故先となっていない。 (3) 当金庫営業エリア内で創業を計画している、又は、創業後概ね7年以内の事業者。 (4) 当金庫営業エリア内で第二創業（経営の多角化、事業転換）、又は、第二創業後概ね7年以内の事業者。 (5) 租税並びに、公的保険料の滞納が無い。
お 使 い み ち	・ 運転資金若しくは、設備資金
ご 融 資 限 度 額	・ 1,000万円以内（融資割合は当金庫50%、日本施策金融公庫50%となります。）
ご 利 用 期 間	・ 1年以上20年以内（据置期間は1年以内となります。）
ご 融 資 利 率	・ 変動金利2.00%以上
ご 返 済 方 法	元利又は元金均等返済とする。
保 証 人 保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保：不要です。 ・ 保証人：法人については、代表者1名、個人事業主は不要です。
苦 情 処 理 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ（9時～17時、電話：0164-22-1216）にお申し出ください。 また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・ 詳しくは、上記総務グループへご相談ください。
紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ・ 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 返済条件を変更する場合は金庫所定の手数料がかかります。 ・ ご返済額の試算につきましては、店頭へお問合せ下さい。 ・ 詳しくは、当金庫に本支店窓口までお問合せ下さい。

北空知信用金庫